

## 入札公告

平成29年3月10日

次のとおり一般競争入札に付します。

一般財団法人広島市学校給食会  
会長 保手濱 和 益

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 家庭配付献立表印刷業務（単価契約）
- (2) 品名・数量 家庭配付献立表  
予定数量 年間 1,155,000枚  
(約 105,000枚/回 年間11回)
- (3) 規格等 仕様書による。
- (4) 納入期限 仕様書による。（毎月15日まで）
- (5) 納入場所 仕様書による。
- (6) 入札区分 本案件は、入札書を持参して入札を行う紙入札案件である。
- (7) 入札方式 開札後に入札参加資格の有無を確認する入札後資格確認型一般競争入札で入札執行する。
- (8) 入札方法
  - ア 入札金額は、1枚あたりの単価を記載すること。
  - イ 落札決定に当たっては、入札金額にその100分の8に相当する額を加算した金額をもって契約価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - ウ 入札回数は、1回限りとする。
  - エ 予定価格を超える入札金額は、無効とする。

### 2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当しない者であること。
- (2) 広島市競争入札参加資格「平成26・27・28年 物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務の提供」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負」において「01-01 一般印刷」で認定されている者であること。
- (3) 公告日から開札日までの間において、営業停止処分又は広島市の指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 広島市内に本店又は支店、営業所等を有する者であること。
- (5) 次に掲げる書類を提出期限までに提出できる者であること。
  - ・一般競争入札参加資格確認申請書

### 3 入札・開札の日時及び場所等

(1) 日時 平成29年3月21日(火)午前10時00分

(2) 場所 一般財団法人広島市学校給食会 5階会議室

(広島市中区国泰寺町一丁目3番29号 広島市国泰寺事務所3階)

(3) 開札

ア 入札参加者は開札に立会うこと。(立会うことができる者は、1名とする。)

イ 広島市契約規則第15条及び第16条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。

ウ 開札の結果、落札候補者となるべき価格の入札をした者が2者以上あった場合には、入札会場において直ちに、これらの者によるくじ引きを行い、落札候補者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときには、当該入札に関係のない財団職員がその者に代わってくじを引くものとする。

(4) 仕様書等の入手方法(公告日からダウンロード)

一般財団法人広島市学校給食会のホームページ(<http://www.hiroins-net.ne.jp/kyusyoku/>)からダウンロードできる。

### 4 予定価格

1枚あたりの単価 **2,250円**(消費税及び地方消費税相当額を除く。)

### 5 仕様書の問い合わせ先

一般財団法人広島市学校給食会 電話 082-240-2205

### 6 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

落札候補者となった者は、前記2(5)に掲げる書類(以下「資格確認申請書」という。)を持参により提出するものとする。(広島市の参加資格確認に準ずる。)

(1) 提出先 一般財団法人広島市学校給食会 3階事務室

(広島市中区国泰寺町一丁目3番29号 広島市国泰寺事務所)

(2) 提出部数 1部とする。

(3) 提出期限 開札日の午後5時00分まで

なお、提出期限までに提出できない場合は、その者のした入札を無効とする。

(4) その他

入札参加者は、資格確認申請書を前記(3)の提出期限までに提出できるよう準備しておくこと。なお、書類の提出にあたっては、次の事項に従うものとする。

ア 提出書類は、提出者において作成する。

イ 提出書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

ウ いったん受領した書類は、返却しない。

エ 原則として、いったん受領した書類の差替え及び再提出は認めない。

オ 入札者が、自己に有利となることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと調査に基づき判断される場合には、評価の対象としない。

### 7 一般競争入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格の有無については、開札日時を基準として、前記6により提出された資格

確認申請書により確認する。ただし、開札日時から、落札者の決定までの間に広島市の競争入札参加資格の取消し若しくは前記2（3）の広島市の指名停止措置を受け、又はその他一般競争入札参加資格を満たさなくなったときは、その者のした入札を無効とする。

## 8 落札者の決定

- (1) 前記7により一般競争入札参加資格を有すると確認され、本件公告に示した調達物品を納入できると本財団が判断した場合は、落札候補者を落札者として決定する。
- (2) 落札者の決定結果は、入札参加者全員に通知する。  
ただし、落札候補者が、入札参加資格を有しないと確認した場合は、次に低い価格をもって入札した者から資格確認申請書の提出を受け決定する。以下同様とする。

## 9 その他

- (1) 入札保証金  
免除  
ただし、落札決定後に落札者が、契約の辞退をするなど契約を締結しないときは、競争入札参加資格を取り消すことがある。（最長3年間）。また、契約予定金額に対する入札保証金相当額（5%）の損害賠償金を請求する。
- (2) 入札の中止等  
本件入札に関して、天災地変があった場合又は入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行できないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。
- (3) 入札の無効  
本件公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他広島市契約規則第8条に掲げる入札書は無効とする。
- (4) 契約保証金  
契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約期間に係る総支払予定金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし保険会社との間に本財団を被保険者とする履行保証保険契約を締結したときは、契約保証金の納付を免除する。
- (5) 契約書については、次のとおりとする。
  - ア 契約の相手方が決定したときには、本財団が定めた日までに契約書の取り交わしをするものとする。
  - イ 落札者が前記アの期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。
  - ウ 契約書は2通作成し、本財団及び落札者がそれぞれ各1通を保有する。
  - エ 契約書の作成に係る収入印紙は、各々1通分を負担する。ただし、契約用紙は、本財団が交付する。
  - オ 本契約は、本財団が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、確定しない。
- (6) 契約締結年月日  
平成29年4月1日
- (7) 本件は、予算の成立を条件とする。

